第２１　非常コンセント設備の技術基準

**１　設置位置**

非常コンセントの設置位置は，令第29条の２第２項第１号及び規則第31条

の２第１号の規定によるほか，次によること。

⑴　非常コンセントは，階段室，非常用エレベーターの乗降ロビーの他，階

段室の附室及び階段室出入口側端から５ｍ以内の部分（階段室の踊場を除

く｡）に設けること。◆

⑵　メゾネット型共同住宅等で，非常コンセントを階ごとに設けることが適

当でないと認められるものは，当該階の各部分から共用廊下部分に設ける

非常コンセントまでの歩行距離が50ｍ以下となるように設けること。◆

**２　非常コンセント**

非常コンセントは，規則第31条の２第２号から第４号までの規定によるこ

と。

**３　保護箱**

規則第31条の２第２号に定める保護箱は，次によること。

⑴　耐火構造の壁等に埋め込むか又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消

防庁告示第10号）第３第１号⑵と同等以上のものを設けること。ただし，

火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては，この限りでない。◆

⑵　保護箱の大きさは，短辺が20cm以上，長辺が25cm以上とすること。◆

⑶　保護箱に用いる材料は，防食加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものと

すること。◆

⑷　保護箱には，容易に開閉できる扉を設けること。◆

⑸　保護箱内には，さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（Ｌ型又

はＣ型）等を設けること。◆

⑹　保護箱には，Ｄ種接地工事を施すこと。◆

**４　標示**

非常コンセント設備の標示は，規則第31条の２第９号の規定によるほか，

次によること。

⑴　保護箱の表面に表示する「非常コンセント」の文字の大きさは，１文字

につき４㎠以上とすること。◆

⑵　規則第31条の２第９号ロに規定する灯火は，規則第12条第１項第３号ロ

及び第２屋内消火栓の技術基準６⑵イ(ウ)の規定を準用すること。ただし，

連結送水管等の赤色の灯火と兼用する場合は，この限りでない。◆

**５　消火栓箱等と保護箱との接続**

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は，次によること。

　◆

⑴　保護箱は，消火栓箱等の上部とすること。

⑵　消火栓部分，放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは，不燃材

料等で区画すること。

⑶　消火栓部分の扉と保護箱の扉は，別開きができるようにすること。

**６　電源からの回路**

電源からの回路は，規則第31条の２第５号から第７号までの規定によるほ

か，次によること。

⑴　電源回路には，地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。◆

⑵　専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は，分岐用の

配線用遮断器を設けること。◆

⑶　前⑵の配線用遮断器は，保護箱又は不燃材料で造られた点検できる埋込

式のボックスに格納すること。ただし，耐火性能を有するパイプシャフト

等の区画内に設ける場合は，この限りでない。◆

⑷　分岐用の配線用遮断器の容量は，100Ｖ，15Ａ以上とすること。◆

⑸　保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は，露出しないように設ける

こと。◆

⑹　分岐する場合に用いるプルボックス等に用いる材料は，３⑶に準じたも

のとすること。◆

**７　非常電源**

第23非常電源設備の技術基準によること。★

**８　幹線容量**

幹線容量は，次によること。

⑴　幹線は１の回路につき，各階に設ける非常コンセントに100Ｖ，15Ａ以上

の容量を有効に供給できる電線を用いること。◆

⑵　幹線容量は電圧降下を考慮し，低圧で電気の供給を受けている場合は，

標準電圧の２％以下となるように算定すること。ただし，電気使用場所内

に設けた変圧器から供給する場合は，３％以下とすることができる。◆

**９　電気の供給容量**

電気の供給容量は，令第29条の２第２項第２号の規定によること。

**10　総合操作盤**

第25の２総合操作盤の技術基準によること。★

